遊戯施設の検査方法、判定基準(案)

遊戯施設の検査は、別表(い)欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表(ろ)欄に掲げる検査方法により、別表(は)欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表(遊戯施設の検査の項目及び項目ごとの検査方法等)

	(11)	検査項目	(ろ)検査方法		判定基準
1	構造部分	<u></u>	(3) NEMA	要重点点検	要是正
1.1	地盤	施設付近の地盤の不同沈下	目視で確認する	施設の周辺地盤に土砂流失又は地割 れ等があること	施設の周辺地盤に陥没があること
1.2	基礎		クラックスケール等でき裂の幅 が最も大きい箇所を測定する	幅0.3mm程度のき裂があること	幅0.5mm程度を超えるき裂があること
1.3	道床	基礎の不同沈下、移動 道床の不同沈下、傾斜、移 動	目視で確認する 目視で確認する	道床の周辺地盤に土砂流失又は地割 れ等があること	不同沈下又は移動があること 道床の周辺地盤に陥没があること又は道床に沈下、傾斜若しくは移動等
1.4	基礎と構造物を定着させる部分	アンカーボルト、ベースプ レートのき裂、破損、変形	目視で確認する	-	があること き裂、破損、変形があること
		ベースプレートの錆、腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	甚だしい錆又は腐食があること	腐食により部材の残存厚さが元厚の 90%未満であること
		ナット、アンカーボルトの <u>錆、腐食</u>	目視で確認する	甚だしい錆があること	腐食があること
		アンカーボルト、ナットの 緩み 	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、ボルト、ナットに緩みがあること
		ナットの緩み止め	目視で確認する	-	ナットの緩み止めが施されてないこと
		根巻きコンクリートのき 裂、はく離	目視で確認するとともに、ク ラックスケール等でき裂の幅が 最も大きい箇所を測定する	幅0.3mm程度のき裂があること	幅0.5mm程度を超えるき裂があること又ははく離があること
1.5	構造物	構造部材及び補助部材の取 付状況	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、構 造部材及び補助部材の取付けが強固 でないこと
		構造部材の腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	甚だしい錆又は腐食があること	腐食により部材の残存厚さが元厚の 90%未満であること
		補助部材の腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	甚だしい錆又は腐食があること	腐食により部材の残存厚さが元厚の 90%未満であること
		構造物の部材の変形、偏 位、き裂、破損	目視で確認する	-	部材に変形、偏位、き裂、破損があ ること
		構造部材の接合部分の緩み、き裂	目視でき裂を確認するととも に、テストハンマーでの打検、 緩み確認マークの目視、締付け 等で緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、 造部材を緊結又は接合するリベット、ピン、ボルトナット、当て板類 及び溶接部に、緩み、き裂があるこ
			設計図書との照合等により確認	-	と 当初荷重を超える荷重がかかってい
1.6	舞台及び床	超える荷重の有無 舞台の構造材、床の破損、 腐食、変形	目視で確認する	-	ること 構造耐力上、又は運転上支障を及に すおそれがある破損、腐食、変形か あること
		舞台及び床の接合部の緩み	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 確認する	-	級み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、接 合部に緩みがあること
		安全柵、手すりの破損	目視で確認する	-	安全柵、手すりに破損があること
		回転舞台と接する床とのすき間及び段差	回転舞台と接する床面との隙間及び段差を金属製直尺等で測定する	-	回転舞台と床が接触すること又はすき間及び段差が製造者設計基準値 (製造者設計基準値がない場合はす き間にあっては30mm、段差にあっては10mm)を超えていること
1.7	屋根及び天井	屋根の構造材、天井の破 損、腐食、変形	目視で確認する	-	構造耐力上、又は運転上支障を及l すおそれがある破損、腐食、変形か あること
		屋根及び天井の接合部の緩み	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、接 合部に緩みがあること
2 1	軌 道 関 係 軌条・走路・水路及	軌条、走路及び水路のき	目視で確認する		運転上支障を及ぼすおそれがあるき
۷.۱	び滑走路	製、変形 動条、走路及び水路の錆、	目視で確認し、腐食が認められ	甚だしい錆又は腐食があること	理転上又障を及ばりのでれがあるさ <u>裂、変形があること</u> 腐食により部材の残存厚さが元厚の
		腐食	た場合は腐食を除去して部材厚 さが最も薄い箇所をノギス、金 属製直尺等で測定する		90%未満であること
			腐食を除去して部材の厚さが最 も薄い箇所をノギス、金属製直 尺、超音波厚さ計等で測定する	摩耗量が遊戯施設の検査標準(JIS A1701)表1の基準値の90%を超え ていること	摩耗量が遊戯施設の検査標準 (JIS A1701)表1の基準値を超えている こと
		軌条、走路及び水路の接合 部の緩み、き裂	目視でき裂を確認するととも に、テストハンマーでの打検、 緩み確認マークの目視、締付け 等で緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、接 合部全体に緩みがあること又は溶接 部にき裂があること

	(11)		(ろ)検査方法		判定基準
	(11)		目視でき裂を確認するととも	要重点点検	要是正 緩み確認マークがずれていること、
		との接合部の緩み、き裂	に、テストハンマーでの打検、 緩み確認マークの目視、締付け 等で緩みを確認する		打検で濁音がすること等により、軌 条、走路及び水路の支柱との接合部 全体に緩みがあること又は溶接接合 部にき裂があること
		軌条、走路及び水路の接合 部の緩衝用ゴム材の破損、 劣化		-	運転上支障を及ぼすおそれがある破損、劣化があること
		走行する子供汽車に限る)			設計図書の許容値の基準(設計図書がない場合、軌間寸法は±3mm、カントは-0°から+3°)から外れていること
		FRP (繊維強化プラスチック)製滑走路本体の劣化損傷		クモの巣状のき裂、微細なき裂があ ること	クモの巣状き裂、微細なき裂が集中 していること又は繊維が露出してい ること
		金属製滑走路の劣化損傷	目視、触診で確認するととも に、必要に応じて金属製直尺等 で測定する	表面塗装の塗膜厚が摩耗により薄く なっていること	残存厚さが90%に満たないこと又は 滑走路表面塗装の塗膜にき裂若しく ははく離があること
			目視、触診で確認するととも に、必要に応じてクラックス ケール等で測定する	表面塗装の塗膜厚が摩耗により薄く なっていること	コンクリートに幅0.5mm程度のき裂があること又は滑走路表面塗装の塗膜にき裂若しくははく離があること
		滑走路の接合面の取付状況	目視で漏水を確認するととも に、テストハンマーでの打検、 緩み確認マークの目視、締付け 等で取付状態を確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、滑 走路の接合ボルトの締め付けが適正 でないこと又は接合部より甚だしい 漏水があること
		滑走路張出し部分(手す リ)・飛出防止壁の取付状 態及びき裂、破損、変形	目視でき裂、破損、変形を確認 するとともに、テストハンマー での打検、緩み確認マークの目 視、締付け等で手すりの接合ポ ルトの締め付け状態を確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、滑 走路飛出防止壁、手摺の接合ポルト の締め付けが適正でないこと又は飛 出防止壁、手すり本体にき裂、破 損、変形があること
		水路又は接合部の漏水	目視で確認する	-	水路のき裂、又は接合部のパッキン の破損等による漏水が甚だしいこと
2.2	支持部材	支持部材のき裂、変形	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれがあるき 裂、変形があること
		支持部材の腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	甚だしい錆又は腐食があること	腐食により部材の残存厚さが元厚の 90%未満であること
		支持部材の取付部の緩み	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、支 持部材の取付部全体に緩みがあること
		の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、滑 走路と支持部材、支柱との接合ボルトの締め付けが適正でないこと又は 溶接部にき裂があること
3.1	<u>駆動装置及び伝動装置</u> 電動機及び制動機		テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、取 付部に異常があり動作が不安定なこ
		電動機の作動状態	目視、触診、聴音で確認する	-	軸受部の給油状態が不十分で、異常 音、異常発熱及び異常振動があるこ と
		制動片の残存厚みの状況	製造者が指定する方法で確認する(製造者が指定する方法で確認する(製造者が検査方法を指定していない場合は、制動片の厚みを測定し前回検査からの摩耗量から確認する)	製造者設計基準値と比較し電機制動 タイプは1.1倍、プレーキ制動タイ プは1.2倍以下であること(製造者 設計基準値がない場合は前回検査時 からの摩耗量が残存厚みの1.2倍以 下であること)	と 製造者設計基準値以下であること (製造者設計基準値がない場合は制 動片以外の部分がドラム・ディスク に接触していること)
3.2	軸継手	制動機の性能 軸継手の取付状況	動作を確認する 目視、聴音で確認するととも		制止、制動力が不完全であること 取付部の異常若しくは運転時に異常
		軸継手の結合状況	に、動作を確認する 目視、聴音で確認するととも	-	音、異常振動があること 間欠運転があり結合状態が円滑でな
		油、粉体の量と劣化	<u>に、動作を確認する</u> 目視、触診で確認する	-	いこと 接手の媒体となる油又は粉体に過不
			 運転状態で目視確認し、異常が 認められた場合には分解して摩 耗、変形、劣化状態を確認する	-	足又は異常があること 運転上支障を及ぼすおそれがある摩 耗、変形、劣化があること
		クラッチの作動状況	た、安が、男化小感を唯認りる 運転状態で目視確認し、滑りな だがある場合には摩擦板の摩 耗、表面のきずや破損状態を目 視で確認する	-	クラッチによる動力の伝達、遮断が 確実でないこと
3.3	減速機	減速機の取付状況	(現で雅感り名) 目視で取付部を確認するととも に、テストハンマーでの打検、 緩み確認マークの目視、締付け 等で緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により固定 が強固でないこと又は取付部に異常 があること
		開放型減速機の歯車の歯面 の摩耗	サ当たり、偏摩耗を目視、聴診 で確認するとともに、歯の厚さ をノギス等で測定する	-	歯車の歯面に片当たり及び偏摩耗があり、歯の摩耗が遊戯施設の検査標準(JIS A 1701)5.3.3 b)の規定値を超えていること
		減速機の軸受部の給油状態、軸受の破損	運転状態で目視、触診、聴音に より確認する	-	異常音、異常振動及び異常発熱があ り、回転が正常でないこと

	(11)		(ろ)検査方法		判定基準
			油面計により油量を確認すると	要重点点検	要是正 潤滑油の量及び成分が適切でないこ
		化	もに、油を少量抜取り劣化状態 及び金属粉などの不純物の混入 状況を目視、触診で確認する		2
		密閉型減速機のバックラッシュ	停止状態で入力軸と出力軸の遊びを目視、触診により確認する	-	入力軸と出力軸の間に異常な遊び (バックラッシュ)があること
3.4	伝動装置	伝動装置の取付状況、給油 状況	目視で取付部及び給油の状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	-	緩み確認マークがすれていること、 打検で濁音がすること等により固定 が強固でないこと又は取付部に異常 がある若しくは給油状態が悪いこと
		ローラチェーン、Vベルト の設置状態、摩耗	目視で確認及び運転状態での聴 音で確認する。	-	ローラチェーンに甚だしい伸びがあること若しくはVベルトがブーリ溝に底当たりすること又はスリップ、異常振動、異常音があること
3.5	軸及び軸受装置	軸受装置の取付部の取付状 況、劣化損傷	目視で取付部及び給油の状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により固定 が強固でないこと又は取付部に甚だ しい錆、腐食、損傷があること
		軸及び軸受装置の劣化損 傷、給油状況	運転状態で目視、触診、聴音に より確認する	-	回転時に異常音、異常振動、異常発 熱がある若しくは給油状態が悪いこ と
		軸の劣化損傷	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれがある損 傷及び甚だしい摩耗があること
3.6	駆動用歯車装置	駆動用歯車装置の設置状況	目視若しくは触診で軸、歯車のがたつきを確認するとともに、 テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により固定 が強固でないこと又は取付部に異常 があること
		駆動用歯車装置の劣化損傷		-	甚だしい錆、腐食があること
		歯車の歯面の摩耗	片当たり、偏摩耗を目視、聴診 で確認するとともに、歯の厚さ をノギス等で測定する	-	歯車の歯面に片当たり及び偏摩耗があり、歯の摩耗が遊戯施設の検査標準 (JIS A 1701)5.3.6 b)の規定値を超えていること
		歯車の給油状況	運転状態で目視、触診、聴音に より確認する	-	異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと
		歯車の劣化損傷	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれがあるき 裂又は部分的欠陥があること
3.7	駆動車輪装置	車輪の取付状況、給油状況	運転状態で心ずれを目視確認するとともに、聴音により軸受部	-	車輪の回転が円滑でなく、かつ、軸 受部の給油が適切でないこと
		軸受の劣化損傷	の給油状態を確認する 運転状態で目視、触診、聴音に	-	異常音、異常振動及び異常発熱があ
		車輪の摩耗	<u>より確認する</u> ノギス等で測定する	摩耗量が製造者設計基準値(製造者 設計基準値がない場合は、鋼製車輪 においては当初直径の2.5%又は 6mm、ウレタン等のライニングされ たものはその厚みの25%又は5mm) の90%を超えていること	り、回転が正常でないこと 摩耗量が製造者設計基準値(製造者 設計基準値がない場合は、鋼製車輪 においては当初直径の2.5%又は 6mm、ウレタン等のライニングされ たものはその厚みの25%又は5mm) を超えていること
		車輪表面の劣化損傷	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれがあるきず、はく離又は偏摩耗があること
		空気入りタイヤの空気圧	エアーゲージで空気圧を測定す る	-	空気圧が製造者設計基準値(製造者 設計基準値がない場合は 3.5kg/cm2)の90%未満であること
		車輪の取付金具、取付ボル トの劣化損傷		-	き裂、破損があること
		車軸の劣化損傷	目視で確認する	-	き裂、甚だしい摩耗があること
3.8	案内車輪装置		運転状態で心ずれを目視確認するとともに、聴音により軸受部の給油状態を確認する	-	車輪の回転が円滑でなく、かつ、軸 受部の給油が適切でないこと
		軸受の劣化損傷	運転状態で目視、触診、聴音に より確認する	-	異常音、異常振動及び異常発熱があ り、回転が正常でないこと
		車輪の摩耗	ノギス等で測定する	摩耗量が製造者設計基準値(製造者 設計基準値がない場合は、鋼製車輪 においては当初直径の2.5%又は 6mm、ウレタン等のライニングされ たものはその厚みの25%又は5mm) の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値(製造者 設計基準値がない場合は、鋼製車輪 においては当初直径の2.5%又は 6mm、ウレタン等のライニングされ たものはその厚みの25%又は5mm) を超えていること
		車輪表面の劣化損傷	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれがあるきず、はく離又は偏摩耗があること
		空気入りタイヤの空気圧	エアーゲージで空気圧を測定す る	-	空気圧が製造者設計基準値(製造者 設計基準値がない場合は 3.5kg/cm2)の90%未満であること
		車輪の取付金具、取付ボル トの劣化損傷	目視で確認する	-	き裂、破損があること
4	巻上装置	車軸の劣化損傷	目視で確認する	-	き裂、甚だしい摩耗があること
4.1	チェー 巻上用チェー ンコン ン ベア巻 上装置		目視で確認し、異常が認められた場合、リンクについては2リンク以上抜き取り摩耗量をノギス等で測定する	- 摩耗量が当初直径の9%を超えてい ること	チェーンのリンクに甚だしい錆、腐 食、き裂があること 摩耗量が当初直径の10%を超えてい ること
		巻上用チェーンの伸び	目視で異常が確認されない場合であっても、1年以内に実施した測定結果により確認する 4リンク以上の長さをノギス、 金属製直尺等で測定する	伸び率が当初の1.35%を超えている こと	伸び率が当初の1.5%を超えている こと

		(11)	松木百口	/ 7) 松木ナ汁	(は)	判定基準
	I		検査項目 「スプロケットの歯幅の磨耗	(ろ)検査方法 歯の幅をノギス等で測定する	要重点点検 摩耗量が当初の13.5%を超えている	要是正 摩耗量が当初の15%を超えているこ
		スプログット			こと	ح
			スプロケットの給油状況 	目視で確認する	-	給油が不十分で運転継続に支障があ ること
		軸受の取付状 況	スプロケット軸受の取付状	目視で取付部を確認するととも	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により固定
		<i>i</i> 兀	況	に、テストハンマーでの打検、 緩み確認マークの目視、締付け		が強固でないこと又は取付部に異常
		軸・軸受	軸及び軸受の給油状況、摩	等で緩みを確認する 給油状態を目視で確認するとと	-	があること 給油が不十分であること又は異常
			耗劣化	もに、運転状態で聴音により軸		音、異常振動及び異常発熱があり、
				及び軸受けの摩耗状況を確認す る		回転が正常でないこと
		チェーンガイ ド	チェーンガイドの摩耗、変形	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれがある摩 耗、変形があること
4.2			巻上用ベルトの設置状況	緊張具合、滑りの有無を目視、	-	巻上用ベルトを緊張しても滑りがあ
	コンベ ア巻上		<u></u> 巻上用ベルトの劣化損傷	<u>触診で確認する</u> 目視で確認する	-	ること 表面及び耳部に運転継続に支障を及
	装置					ぼすおそれのある破損、摩耗、劣化 があること
			巻上用ベルト接合部の劣化	目視で確認する	-	き裂、はく離があること
			損傷 駆動用プーリのき裂、腐食	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれがあるき
		及び各ローラ	及びライニングの摩耗			裂、腐食、ライニングの摩耗がある こと
			駆動用プーリの取付状況	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で	-	緩み確認マークがずれていること、
				確認する		打検で濁音がすること等により、駆 動用プーリが軸に強固に固定できな
			各ローラの回転状況	運転状態で目視により確認する	_	<u>いこと</u> 各ローラなどの回転が円滑でないこ
		盐亞	軸受の取付状況			と
		軸受	東支の取り (水) (テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で	-	打検で濁音がすること等により、軸
				確認する		受け金具の取付が強固でないこと
			軸受の給油状況	目視で確認する	-	給油が不十分で軸が円滑に回転しな
4.3		主索	摩耗粉の状況	全長の摩耗分の錆の状態(固着	-	いこと 主索の摩耗粉の錆が多量に主索に付
	ヤー ロープ		損傷及び変形の状況	を含む)を目視で確認する 全長を目視で確認する	-	着していて素線切れが確認できない 損傷、変形があること
	巻上装		素線切れ	乗物が乗降位置及び最上位置に	素線切れが平均的に分布する場合	素線切れが平均的に分布する場合
	置			あるときに綱車に掛かる場所付 近や傷のある場所等で最も摩損		は、素線切れ総数が1よりピッチ内 素線切れが特定の部分に集中してい
				の進んだ部分を凝視確認し、そ の他の部分は目視で確認する	る場合は、素線切れ総数が1より ピッチ内で6より鋼索では9本、8	る場合は、素線切れ総数が1より ピッチ内で6より鋼索では10本、
				の同のか即分は日元で開始する	より鋼索では10本を超えているま	8より鋼索では12本を超えている
					たは1構成より1ピッチ内の素線切れが6本を超えていること	または1構成より1ピッチ内の素線 切れが7本を超えていること
					 錆が甚だしい場合または、切れた素	 錆が甚だしい場合または、切れた素
					線の劣化が進んでいる場合は、1構	線の劣化が進んでいる場合は、1構
					成より1ピッチ内で素線切れがあること	成より1ピッチ内の素線切れが2本 を超えていること
			径の状況	乗物が乗降位置及び最上位置に あるときに綱車にに掛かる場所	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して92%未満である	摩耗した部分の直径が摩耗していない い部分と比較して90%未満である
				付近で最も摩損の進んだ部分の		こと
				直径をノギスなどで測定し綱車 にかからない部分をノギスで測		
				定した結果から摩耗率を確認する		
		主策の張り	張りの状況	次のいずれかで確認する		複数本の主索が受ける張力が甚だし
				ア.各主索端末金具の高さを目 視で比較する		く不均等であること
				イ.主索を巻上ドラムの上方で 前後に揺らし主索の振幅が同等		
				か確認する		
				ウ.主索を巻上ドラムの上方で 手前に引き張力が同等か確認す		
		主索の端部と	止め金具の取付状況	る 目視で確認する		ダブルナット、割ピン等に不具合が
		止め金具部				あること
			主索と止め金具の締結状況	日倪で帷祕98		締結に不具合があること
			損傷の状況	目視で確認する		止め金具に損傷、欠損、亀裂がある こと
		綱車	綱車の配列	目視で確認する		配列が鋼索中心とずれていて運転継
			綱車の劣化損傷	綱車のき裂、摩耗を確認し、運		続に支障があること 耳部の欠け、き裂及び溝部の甚だし
				転時に滑りの有無を確認する		い摩耗があり、ワイヤ - ロープとの 間で滑りがあること
			綱車の脱索防止装置の機能	運転時に主索が綱車から外れる		脱索防止装置が機能していないこと
			綱車の軸受部の給油状況、	ことがないか動作を確認する 運転状態で目視、触診、聴音に		回転時に異常音、異常振動、異常発
			劣化損傷	より確認する		熱がある若しくは給油状態が悪いこ と
			綱車の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み破却スークの日祖、統付は等で		緩み確認マークがずれていること、
				確認マークの目視、締付け等で 確認する		打検で濁音がすること等により、固 定が強固でないこと
		巻上機	巻上機の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で		緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、固
			取動じニノヘツル場を	確認する		定が強固でないこと
			駆動ドラムの劣化損傷 	目視で確認する		駆動ドラムに腐食、き裂があること、又はロープ溝の摩耗が顕著であ
	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	るか摩耗が不均一であること

	(11)	**	(2) 绘本士は	(は)	
1 1		検査項目	(ろ)検査方法 目視で確認する	要重点点検	要是正運転上支障を及ぼすおそれのある腐
4.4	緊張装置	緊張装置の劣化損傷	日祝で唯祕する	-	連転上文庫を及は9 あそれののる腐食、変形、偏位、き裂及び破損があること
		緊張装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、強 固に固定できないこと
		緊張装置の機能	目視、触診で確認する	-	作動状態に異常があり、かつ張力の 調整ができないこと
5	安全装置	北帯には壮黒の佐動北辺			
5.1	非常止め装置	非常止め装置の作動状況 非常止め装置の劣化損傷	作動状況を確認する 	-	非常止め装置の作動が確実でないこと と 甚だしい錆、腐食があること
		非常止め装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み	-	緩み確認マークがずれていること、
	Legi (#5° Neb 100)		確認マークの目視、締付け等で確認する		打検で濁音がすること等により、取 付部に緩みがあること
5.2	緩衝装置	緩衝装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、強 固に固定できないこと
		緩衝装置の作動状況	動作させて機能を確認できるも のは確認する	-	機能が良好でないこと
		状況	全圧縮した後、復帰するまでの 時間を確認する	-	90秒以内に復帰しないこと
		油量(油入式) 緩衝装置の腐食	目視で確認する 目視で確認する	-	油量が適量でないこと 緩衝器本体及び取付部に顕著な腐食
5.3	乗物逆行防止装置	乗物逆行防止装置の機能	■ 乗物が巻上げ部途中にある時に 非常停止させ、作動状況を確認	-	があること 作動が確実でないこと
		乗物逆行防止装置の乗物側	する目視で錆、腐食、変形を確認す	-	
		の取付状況、劣化損傷	るとともに、テストハンマーで の打検、緩み確認マークの目		打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の乗物側の取付けが強固
			視、締付け等で緩みを確認する		でないこと又は甚だしい錆、腐食、 変形があること
		乗物逆行防止装置の固定側 の取付状況、劣化損傷	目視で錆、腐食、変形を確認するとともに、テストハンマーで	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、逆
			の打検、緩み確認マークの目 視、締付け等で緩みを確認する		行防止装置の固定側の取付けが不確 実であること又は変形、甚だしい摩 耗、腐食があること
5.4	乗物急激降下防止装 置		目視で錆、腐食、変形を確認するとともに、テストハンマーで	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、逆
		況	の打検、緩み確認マークの目 視、締付け等で緩みを確認する		行防止装置の固定側の取付けが不確 実であること又は変形、甚だしい摩
		乗物急激降下防止装置の作 動状況	絞り弁を全閉から除々に開放し 作動を確認する	-	<u>耗、腐食があること</u> 作動に異常があること
5.5	制動装置	制動装置の取付状況	17到を確認する 目視で取付部を確認するととも に、テストハンマーでの打検、	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、逆
			緩み確認マークの目視、締付け 等で緩みを確認する		行防止装置の固定側の取付けが不確 実であること又は取付部に異常があ
		制動装置本体及び制動片の 劣化損傷	目視で確認する	-	<u>ること</u> 甚だしい錆、腐食、変形などがある こと
		制動装置の機能	作動状況を確認する	-	制動作用が確実でなく、制動力の調整が不充分であること
		ブレーキライニング、乗物 の制動板の残存厚みの状況	ノギス等で測定する		製造者設計基準値(製造者設計基準 値がない場合、ブレーキライニング は当初厚みの50%、制動板は当初厚 みの75%)以下であること又は取付 ビス、リベット等の頭が車両を傷つ けていること
		ブレーキライニングの取付 状況及び表面のきず	目視で表面の状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、逆 行防止装置の固定側の取付けが不確 実であること又は表面のきずが顕著 であること
		制動装置の作動状況等	目視で可変部の給油状態、摩耗 を確認するとともに、手動操作 で開閉し作動状況を確認する	-	可動部の給油が不適切で摩耗が著し いこと又は作動が円滑でないこと
		制動用ばねの取付状況、緩み止め	目視で緩み止めの施工状況を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、制 動用ばねを固定するボルト及びナットの締付けが強固でないこと又は緩 み止めが施されてないこと
		制動装置のセンサーの取付状況	目視、触診で確認する	-	センサーの取付けが強固でないこと
			手動で制動装置を解放させ作動 状況を確認する	-	センサーの作動が確実でないこと
		制動装置を作動させる装置 (リンク装置、空圧シリン ダー、空気ばねなどのアク チュエーター)の取付状況		-	取付けが強固でなく、変形、破損、 甚だしい錆、腐食があること
5.6	速度制御装置	等 速度制御装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け確認 等で確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、強 固に固定できないこと
		速度制御装置の劣化損傷	目視で確認する	-	変形、破損、甚だしい錆、腐食があること
		速度制御装置の作動状況	作動状況を確認する	-	偏心、滑りがあり作動が確実でないこと

		(11)	検査項目	(ろ)検査方法		判定基準
5 7	追空院	. ,	 追突防止装置の作動状況	大行する乗物が停止している状	要重点点検	要是正 追突防止装置の作動が確実でないこ
5.7	但大 例。			態で作動状況を確認する	-	ع
			追突防止装置のセンサーの 取付状況	目視、触診で確認する	-	取付けが強固でないこと
			追突防止装置のセンサーの	作動状況を確認する	-	作動が確実でないこと
5.8	水位検は	山壮军	作動状況	ケチャル・ロチではフォッ		 作動が確実でないこと
5.8	小业快	山衣皇	水位検出装置の作動状況 水位検出装置の取付の劣化	<u> 作動状況を確認する</u> 目視で確認する	<u>-</u>	取付けが不確実で、破損、腐食があ
0	乖 炯	98 <i>IZ</i>	損傷			ること
	<u>乗 物「</u> 乗物	<u>料 係</u> 外装及び床	乗物の外装及び床の劣化損	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれのあるき
			傷			裂、破損、腐食、浸水があること
		構造部材	乗物の構造部材及び接合部 の劣化損傷	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれのあるき 、破損、変形、緩み、腐食がある
		座席及び手す りなど	乗物の座席、手すり、握り 棒、安全棒などの劣化損	目視で確認する	-	こと 破損があること又は取付けが確実で ないこと
		扉・窓及び掛 金	傷、取付状況 乗物の扉、窓及び掛金など の劣化損傷	目視で確認する	-	破損があること
			身体保持装置(ひざ押さ え、ハーネス、シートベル	目視、触診で確認する	-	作動状態が悪く、ロックが不確実で あること
		1	トなど)の作動状況 身体保持装置(ひざ押さ	目視で破損を確認するととも	-	 緩み確認マークがずれていること、
			え、ハーネス、シートベル	に、テストハンマーでの打検、		打検で濁音がすること等により、取
			トなど)の取付状況、劣化 損傷	緩み確認マークの目視、締付け 等により取付の緩みを確認する		付けが強固でないこと又は損傷、破 損があること
6.2	客席部	取付装置	客席部取付装置の取付台の	目視で破損を確認するととも	-	緩み確認マークがずれていること、
			劣化損傷	に、テストハンマーでの打検、 緩み確認マークの目視、締付け		打検で濁音がすること等により、乗 物の固定が強固でないこと又は破損
				等により取付の緩みを確認する		があること
			客席部取付装置の回転軸部の給油状況		-	給油が不適切で摩損によるがたつき や異常音があること
			<u>の給油状況</u> 乗物を吊る丸鋼、リンク	目視で摩損状態を確認するとと	-	で美吊音があること 緩み確認マークがずれていること、
			チェーンなどの部材の摩	もに、テストハンマーでの打		打検で濁音がすること等により緩み
			損、取付状況 	検、緩み確認マークの目視、締 付け等により緩みを確認する		があること又は摩損があること
			乗物を吊るワイヤーロープ の摩耗粉、錆	全長にわたり目視で確認する	-	摩耗粉の錆が多量に付着していて素 線切れが確認できない状態であるこ と
			の損傷	全長にわたり目視で確認する	-	変形があること
			乗物を吊るワイヤーローブ の素線切れ	乗物が乗降位置及び最上位置にあるときに細車にに掛かる場所	素線切れが平均的に分布する場合 は、素線切れ総数が1よりピッチ内	素線切れが平均的に分布する場合 は、素線切れ総数が1よりピッチ内
			07 35 NA 011 0	付近や傷のある場所等で最も摩	で6より鋼索では12本、8より鋼	で6より鋼索では18本、8より鋼
				損の進んだ部分を凝視確認し、 その他の部分は目視で確認する	索では16本を超えているまたは1 構成より1ピッチ内の素線切れが2	索では24本を超えているまたは1 構成より1ピッチ内の素線切れが3
					本を超えていること 素線切れが特定の部分に集中してい	本を超えていること 素線切れが特定の部分に集中してい
					る場合は、素線切れ総数が1より	る場合は、素線切れ総数が1より
					ピッチ内で6より鋼索では9本、8	ピッチ内で6より鋼索では10本、 8より鋼索では12本を超えている
					より鋼索では10本を超えているま たは1構成より1ピッチ内の素線切	8より鋼祭では12本を超えている または1構成より1ピッチ内の素線
					れが6本を超えていること	切れが7本を超えていること
					線の劣化が進んでいる場合は、1構 成より1ピッチ内で素線切れがある	錆が甚だしい場合または、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、1構成より1ピッチ内の素線切れが2本
			乗物を吊るワイヤーロープ	乗物が乗降位置及び最上位置に	<u>こと</u> 摩耗した部分の直径が摩耗していな	<u>を超えていること</u> 摩耗した部分の直径が摩耗していな
			径	付近で最も摩損の進んだ部分の 直径をノギスなどで測定し綱車	い部分と比較して90%以上92% 未満であること	い部分と比較して90%未満であること
				にかからない部分をノギスで測 定した結果から摩耗率を確認す る		
				端末金具の高さを目視で比較 し、ワイヤーロープを乗物の上	-	張力が不均等であること
			況	方で前後に揺らし及び手前に引き、張力を確認する		
			乗物を吊るワイヤーロープ 端部の止め金具の劣化損傷		-	腐食、欠損、き裂、取付部の緩みが あること
6.3	走行台	台車枠	走行台車枠の劣化損傷	目視で確認し、異常が認められ	-	顕著な錆、腐食、き裂、破損、摩耗
	車			た場合、専門の資格を有する者 に探傷試験(超音波探傷、磁粉 探傷、浸透液探傷のいずれか適 した方法)を行わせて確認する		があること
		台車先端軸	走行台車先端軸の摩耗	がたつきを確認し、異常が認め	摩耗量が製造者設計基準値の90%を	
				られる場合、台車先端軸の径を マイクロメーターなどで測定す る	超えていること	いること又は甚だしいがたつきがあ ること
				異常が認められない場合であっ		
		i	i	ても、分解検査の際に実施した		i
				測定結果(高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km		
				測定結果(高架の軌道を走行す		

		(1.1.)		(ろ)検査方法		判定基準
	(い)検査項目			• •	要重点点検	要是正
			走行台車先端軸のき裂	目視で確認し、異常が認められた場のでは、事門の資格を信息、資格を信息、資格を信息、浸透液探傷のいずれが適した方法)を行わせて確認されて報いでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	-	き裂、損傷があること
				の)により確認する		
		台車中心軸	走行台車中心軸の摩耗		摩耗量が製造者設計基準値の90%を 超えていること	摩耗量が製造者設計基準値を超えていること又は甚だしいがたつきがあること
				の)により確認する		
			走行台車中心軸のき裂	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を傷し、資格を傷に探傷試験(超音波探傷のいずれが適した方法)を行わせれなが適した方法)を行わせれない場合に施した実傷に動するもので、経過なの動道を見が近した、活動の高に対して、大海の高に対した、大海のものは3年以内に、ったもの)により確認するものの、により確認するもので、よりでは3年以内に、ったもの)により確認する	-	き裂、損傷があること
6.4	車輪装	車輪	軸受の給油状況と車輪の回		-	給油が不適切で回転状態が異常であ
	置		転車輪の摩耗、劣化損傷	目視で欠損、き裂を確認すると ともに、ノギス等で車輪の径を 測定する	摩耗量が製造者設計基準値(製造者 設計基準値がない場合は、鋼製車輪 においては当初直径の2.5%又は 6mm、ウレタン等のライニングされ たものはその厚みの25%又は5mm) の90%を超えていること	ること 摩耗量が製造者設計基準値(製造者 設計基準値がない場合は、鋼製車輪 においては当初直径の2.5%又は 6mm、ウレタン等のライニングされ たものはその厚みの25%又は5mm) を超えていること
			空気入りタイヤの空気圧状態	エアゲージで空気圧を測定する	-	空気圧が製造者設計基準値(製造者 設計基準値がない場合は 3.5kg/cm2)の90%未満であること
			車輪の取付状況	目視で緩み止めを確認するとともに、テストハンマーでの打 検、緩み確認マークの目視、締 付け等により緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、取 付ビン、ボルト、ナットなどの締め 付けが適正でないこと又は緩み止め が施されてないこと
		車輪軸(主輪軸、側輪軸、受輪軸)	単輪軸の摩耗	がたつきを確認し、異常が認められる場合、車輪軸の径をイクロメーターを必で測定するあっても、分解検査の際に実施した測定結果(高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは1年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する		摩耗量が製造者設計基準値を超えていること又は甚だしいがたつきがあること
			車輪軸のき裂	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験(超音波探傷、いずれか適とた方法)を行わせて確認さる日視で異常が確認さされない場合にあした探傷試験の結果(勾配の際にが近した深傷試験の結果(勾配の際にが五度未満の高に第二年の対したがものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する	-	き裂、損傷があること
		車輪取付枠	車輪取付枠の取付状況	(の)により確認する 目視で緩み止めを確認するとと もに、テストハンマーでの打 検、緩み確認マークの目視、締付け等により緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、取 付ピン、ポルト、ナットなどの締め 付けが適正でないこと又は緩み止め が施されてないこと

(い)検査項目			绘 本百日	(ろ)検査方法	(は)判定基準		
	1	[[[車輪取付枠の劣化損傷	目視で確認し、異常が認められ	要重点点検	要是正甚だしい錆、腐食、き裂破損、摩耗	
			半冊収刊作の分刊規例	日代に唯語し、実界のありる名 た場合、試験(超音波探傷のいずれか高 に探傷試験(超音波探傷のいずれか高 に大方法)を行わせて確認する 目視で異常、分解検査の際配 にあって来傷試験の結果(勾手を 施しただ傷語架の軌道を走行する もので、定常走行速度が40km // 小未満のものは3年以内に、それ 以外のものは1年以内に行ったも のいにより確認する	-	性にしい類、胸包、これを収損、序れがあること	
6.5	乗物引.		引上げ金具の作動状況	作動状況を確認する	-	作動が確実でないこと	
6.6	車両連続	結器	車両連結器の劣化損傷	目視で確認する	-	腐食、破損があること	
			連結軸の摩耗	がたつきを確認し、異常が認められる場合に、連結軸の径するのでする。 連結軸の経定する 大力 ロメーター などで別場合を であっても、分解検査の際に実施 であった 別定結果(定等を表現であるとので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、たもの)により確認する 目視で緩み止めを確認するとと	摩耗量が製造者設計基準値の90%を 超えていること	摩耗量が製造者設計基準値を超えていること又は甚だしいがたつきがあること 緩み確認マークがずれていること、	
			半両连約品の取り1人ル	もに、テストハンマーでの打	-	打検で濁音がすること等により、取	
7	24 FT N+ 1	第一点压壮器	48 at 24+ 592	検、緩み確認マークの目視、締 付け等により緩みを確認する		付ビン、ボルト、ナットなどの締め 付けが適正でないこと又は緩み止め が施されてないこと	
7.1		置・空圧装置・ 油圧パワーコ		目視、触診、聴診で確認する		取付が確実でないこと、各部に油漏	
	置	ニット	状況、作動状況			れがあること又は運転状態に異常が あること	
7.2		安全弁	安全弁の作動状況	作動状況を確認する	-	作動圧力が常用圧力の1.25倍を超え ても作動しないこと	
7.3		圧力計	圧力計の破損	目視で確認する	-	圧力計が破損しており、指示が読み 取れないこと	
7.4		制御弁	圧力計の取付状況 制御弁の取付状況	目視で確認する 目視、触診で確認する	-	有効な圧力計が、必要な場所に取付けられていないこと 制御会の即付けが発用でなる。 作動	
7.4		市川山 기	制御弁の作動状況	目視で油漏れを確認するととも	-	制御弁の取付けが強固でなく、作動が良好でないこと 破損があり、異常な油漏れがあるこ	
				に、作動状況を確認するところ	-	<u>と又は正常に作動しないこと</u>	
7.5		油タンク	作動油の劣化、油量	油量を油面計で確認するととも に、油の状態を目視、触診で確 認する	-	運転上支障を及ぼすおそれのある油 の汚れ、劣化、油量不足があること	
7.6		油温	油圧タンクの劣化損傷油温冷却水の配管系統の設置状	目視で確認する 油温計等で測定するとともに、 油温を制御する装置の動作状況 を確認する 日視で確認する	-	腐食が甚だしいこと 油温が5 ~60 の範囲を逸脱して いること又は油温を制御する装置が 正常に作動しないこと 冷却水の配管が飲料水系統に直結し	
7 7	穴に壮	コンプレッ	況 コンプレッサーの取付状	触診、聴診で確認する		ていること 取付が確実でないこと又は異音、振	
1.1		サー	況、作動状況		-	動があり運転状態が異常であること	
			コンプレッサーの潤滑油の 量及び劣化	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれのある汚れ、劣化、油量不足があること	
7.8		安全弁	安全弁の機能	作動状況を確認する	-	作動圧力が常用圧力の1.25倍を超え ても作動しないこと	
7.9		圧力計	圧力計の破損	目視で確認する	-	圧力計が破損しており、指示が読み 取れないこと	
			圧力計の取付状況	目視で確認する	-	有効な圧力計が、必要な場所に取付 けられていないこと	
7.10		制御弁	制御弁の取付状況	目視、触診で確認する	-	制御弁の取付けが強固でなく、作動 が良好でないこと	
			制御弁の作動状況	目視で空気漏れを確認するとと もに、作動状況を確認する	-	破損があり、異常な空気漏れがある こと又は正常に作動しないこと	
7.11		エアタンク	エアタンクの劣化損傷	目視で確認する	-	運転上支障を及ぼすおそれのある甚 だしい腐食があること	
7.12	揚水装 置	揚水ポンプ	揚水ポンプの取付状況、作動状況		-	取付が確実でないこと又は異音、振動などがあり、運転状態が異常であること	
			揚水ポンプの軸受部の給油 状況 グランドパッキンの麻託		-	給油状態が不良で異常発熱があること と 麻耗し湿水が甘だしいこと	
7.13		電動機	<u>グランドパッキンの摩耗</u> 揚水ポンプ電動機の電流	<u>目視で確認する</u> 電流計で測定する	<u>-</u> -	<u>摩耗し漏水が甚だしいこと</u> 運転時の電流が定格電流値を超えて	
7.14		弁類	弁類の取付状況、破損	目視で破損を確認するととも	-	いること 弁類に破損があり、機能しないこと	
7 45		作 年 四	生 チ型の担信	に、動作状況を確認する	 住毛男大体 住毛もづに甘だしいな	 住 	
7.15		集毛器 圧力計	集毛器の損傷 圧力計の破損	目視で確認する	集毛器本体、集毛カゴに甚だしい錆 があること	集毛器本体、集毛カゴに腐食、破損、変形があること 圧力計が破損しており、指示が読み	
1.10		エンコロ	圧力計の取付状況	目視で確認する	-	取れないこと 有効な圧力計が、必要な場所に取付	
			12-7-781 V2-481317/7/6			けられていないこと	

	(11)		(ろ)検査方法		判定基準
7.17	アクチュエーター	アクチュエーターの取付状	, ,	要重点点検	要是正 取付部に異常があり、運転継続に支
		況 アクチュエーターの劣化損	目視で確認する	-	障があること ロッド表面に運転上支障を及ぼすお
		傷			それのあるあばた状の錆又はきずが あること
		アクチュエーターの作動状況	目視で確認する	-	作動状態が円滑でないこと又は異音、振動、甚だしい油若しくは空気 漏れがあること
7.18	離脱防止装置	プランジャーの離脱防止装置	目視で確認する	-	プランジャーの離脱防止装置の作動 が確実でないこと
7.19	配管及び耐震対策	配管の固定状況	目視で確認する	-	固定が不十分で、運転継続に支障が あること
		配管の油、空気、水等の漏れ	目視、触診、聴診で確認する	-	継手の接続部より運転上支障を及ぼ すおそれのある甚だしい油、空気、 水等の漏れがあること
		配管の劣化損傷	目視で確認する	-	甚だしい錆、腐食があること
		配管の耐震措置	目視、触診で確認する	-	地震その他の震動及び衝撃を緩和するための措置がとられていないこと
7.20	高圧ゴムホース	高圧ゴムホースの劣化損傷	目視で確認する	-	運転時に異常な変形や油漏れがある こと又は表層部に甚だしいきず、摩 損があること
8	電気設備				
8.1	受電盤・制御盤・操作盤		目視で確認する	-	受電盤主開閉器が運転室近くに設置 されておらず安全かつ容易に操作で きないこと
		各盤の劣化損傷	目視で確認する	-	取付けが強固でなく雨水が浸入し、 腐食があること
		盤内の各機器の取付状況	目視で確認する	-	取付けが強固でなく緩みがあること
		盤内の各機器の作動状況	作動状況を確認する	-	開閉器、接触器、継電器、抵抗器、 スイッチなどの作動が確実でないこと
		各回路の絶縁	絶縁抵抗計で測定する	-	絶縁抵抗値が遊戯施設の検査標準 (JIS A1701)表6の基準値に適合 していないこと
		各盤の接地	接地抵抗計で測定する	-	接地抵抗値が遊戯施設の検査標準 (JIS A1701)表7の基準値に適合 していないこと
8.2	電圧計・電流計・表 示灯	盤内の計器、表示灯の作動 状況	目視で確認する	-	各盤の電流計、電圧計、表示灯の指示、動作、点灯が確実でないこと
		盤内の計器、表示灯の破損	目視で確認する	-	各盤の電流計、電圧計、表示灯に破 損があること
8.3	配電線・配管	電線の劣化損傷	目視で確認する	-	外傷、接続部の不具合により短絡の おそれがあること
		接地線の接地抵抗	接地抵抗計で測定する	-	接地抵抗値が遊戯施設の検査標準 (JIS A1701)表7の基準値に適合 していないこと
8.4	避雷設備	避雷針の接地抵抗	接地抵抗計で測定する	-	接地抵抗値が10 を超えていること
		突針、支持金物、引下げ導線などの取付状況	目視で確認する	-	突針、支持金物、引下げ導線などの 取付が確実でないこと
8.5	照明電飾	照明器具の取付状況、破損	目視で確認する	-	取付けが強固でなく、灯管球に破損があること
		変圧器の取付状況	目視で確認する	-	取付けが強固でなく、感電の危険性 があること
		照明電飾回路の絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定する	-	絶縁抵抗値が遊戯施設の検査標準 (JIS A1701)表6の基準値に適合 していないこと
		照明電飾器具の取付状況	目視で確認する	-	構造物に当初荷重を超える荷重をかけていること
8.6	給電線・集電装置	給電線の取付状況	目視で確認する	-	取付けが強固でないこと又は断線があること
		集電装置の取付状況、破 損、接触不良	目視で取付状態、破損を確認するとともに、集電装置側の電圧を測定する	-	取付けが強固でなく、破損、接触不良があること
		給電線、集電子の摩耗	ノギス等で測定する	-	摩耗量が製造者設計基準値(製造者 設計基準値がない場合は、給電線に おいては当初厚さの30%、集電器に おいては当初厚さの50%)を超えて いること又は取付ビスが給電線を傷 つけていること
		給電線、集電装置の破損	目視で確認する	-	破損があり、感電の危険性があること
8.7	各リミットスイッ チ・センサー類	サーの取付状況	目視、触診で確認する	-	取付けが確実でないこと
		各リミットスイッチ、セン サーの破損	目視で確認する	-	破損していること
		各リミットスイッチ、セン サーの作動状況	作動状況を確認する	-	作動が確実でないこと
8.8	非常停止ボタン	非常停止ボタンの作動状況	作動状況を確認する	-	作動が確実でないこと
		非常停止ボタンの設置位置	目視で確認する	-	速やかに作動させることができる場 所に設置されていないこと
8.9	信号装置	信号装置の動作状況	作動状況を確認する	-	作動しないこと

(い)検査項目				(ろ)検査方法	(は)判定基準		
9	その他の	` ′	1大旦共口	(5)採血ガル	要重点点検	要是正	
9.1			乗降場の劣化損傷	目視で確認する	構造材に甚だしい錆があること	構造材に運行上支障を及ぼすおそれ のある腐食、破損があること	
			点検用はしご、踊場の取付 状況、劣化損傷	目視で腐食、破損を確認すると ともに、テストハンマーでの打 検、緩み確認マークの目視、締 付け等で取付状態を確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、取 付けが強固でないこと又は運行上支 障を及ぼすおそれのある腐食、破損 があること	
			スタート台及び階段の構造 材の劣化損傷	目視で確認する	構造材に甚だしい錆があること	構造材に運行上支障を及ぼすおそれ のある腐食、破損があること	
	44 1 45	Lat. 1. 45 1 //	スタート台及び階段の床の 劣化損傷		-	腐食、破損があること	
9.2	看水部	着水部本体	着水部本体の寸法	鋼製巻尺で測定する 	-	規定寸法(規定寸法がない場合の判定基準は検討中)を満たしていない こと	
			着水部本体の劣化損傷	目視により確認する	-	構造上のき裂、破損があること又は 滑走者に危害を及ぼすおそれのある 床、側壁表面のきず、塗装のはく離 があること	
			着水部本体の漏水	24時間漏水試験で確認する	-	水漏れにより水深が規定の95%以上 確保できないこと	
			二重吸い込み防止柵の取付 状況		-	二重吸い込み防止柵が設置されていないこと又は取付に緩み、破損、変形、腐食があること	
		水深	水深	目視、採寸で確認する	-	規定の水深が確保されていないこと	
9.3	点検用:	歩廊	点検歩廊の取付状況、劣化損傷	目視で確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、取 付けが強音がすることとは運行上支 障を及ぼすおそれのある腐食、破 損、変形があること	
9.4	安全柵		安全柵の構造及び寸法	目視、採寸で確認する	-	構造及び寸法が適法でないこと	
			安全柵の取付状況、劣化損 傷 -	目視で確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、取 付けが強固でないこと又は運行上支 障を及ぼすおそれのある腐食、破 損、変形があること	
9.5	運転室		運転室の劣化損傷、窓、扉 の機能	目視で確認する	-	錆、腐食及び部分的な破損があること又は窓及び扉の施錠が確実でないこと	
			運転室の設置状況	目視で確認する	-	運転室から人の乗降が監視できない こと	
			カーブミラー、モニターテレビ等の破損、動作状況	目視で確認する	-	破損があり、動作が正常でないこと	
9.6	機械室		機械室の劣化損傷、窓、扉 の機能	目視で確認する	-	機械室に錆、腐食及び破損があること又は窓及び扉の施錠が確実でないこと	
9.7	放送設分	備・信号装置	警報ベル、ブザーなどの作 動状況	作動状況を確認する	-	警報ベル、又はブザーが鳴らないこと	
0 0	空昌 . 3	注意事項の表	放送設備の作動状況 乗物の定員制限などの表示	作動状況を確認する	-	数障していること 乗物の見やすい場所に、定員その他	
3.0	示	<u> </u>			_	使用の制限に関する事項が掲示され ていなこと	
			乗り場における定員制限などの表示	目視で確認する	-	乗り場に施設の定員その他使用の制限に関する事項が掲示されていない こと	
			運転室の運行管理者、運転 者、定期検査報告済証など の表示	目視で確認する	-	運行管理者、運転者、定期検査報告 済証その他必要な注意事項などが掲 示されていないこと	
9.9	風速計		発信器の取付状況、作動状 況	目視で確認する	-	取付けが強固でないこと又は感知及 び作動に異常があること	
			風速計の機能	作動状況を確認する	-	警報設定値が製造者設計基準値と異なること(製造者設計基準値がない場合は警報設定値が15m/秒を超えていること)	
9.10	非常救	出装置	予備動力装置の機能	作動状況を確認する		予備動力装置の運転状態が良好でな いこと	
			<u>手動装置の機能</u> バッテリーの機能	作動状況を確認する 目視で確認する	-	手動装置の作動が確実でないこと バッテリーの液及び充電量が適切で	
			移動式の救出用具の破損、 機能	目視で確認する	-	<u>ないこと</u> 破損しており使用不可能であること 又は保管されていないこと	
9.11	装飾物		装飾物の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み 確認マークの目視、締付け等で 取付状態を確認する	-	緩み確認マークがずれていること、 打検で濁音がすること等により、取 付状態が強固でないこと	
			装飾物の取付部の劣化損傷	目視で確認する	-	取付部に腐食、破損などがあること	